

(健Ⅱ291F)

令和2年2月26日

都道府県医師会
都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について

令和2年2月25日に策定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、院内感染対策の更なる徹底を図ることとされたことを踏まえ、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

本件は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、医療施設等における職員のみならず、職員と接触する可能性がある面会者、取引業者等に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等の対策を徹底するとともに、発熱等の症状が認められる場合の対応等について整理したものであります。（詳細は厚生労働省事務連絡をご参照ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師を医療法施行規則に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP（以下URL参照）に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html